

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
1	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項	3日	—	法令のとおり	—	総務課
2	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第27条第4項	28日	—	法令のとおり	—	総務課
3	地域再生推進法人の指定	地域再生法	第19条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	財政課
4	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定	地域再生法	第17条の7	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	財政課
5	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4	10日	—	設定している	—	総務課
6	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	危機管理課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
7	船難報告書の認証	水難救護法	第10条第2項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
8	救護費用支給の申立に係る費用の決定	水難救護法	第15条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
9	売却、抵当及び質入れのための認可	水難救護法	第16条第4項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
77	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
78	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2	即日	—	法令のとおり	—	町民課
79	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条	即日	—	法令のとおり	—	町民課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
80	個人番号カードの交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第17条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課
81	個人番号カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令	第28条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課
82	個人番号カードの有効期間内の交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令	第29条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課
83	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	町民課
84	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	町民課
85	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条	60日	—	法令のとおり	—	町民課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
86	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2 第1項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
87	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2 第12項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
88	地縁による団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3 第2項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
89	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31 第2項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
90	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
91	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
92	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
93	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
94	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
95	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
96	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
97	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	町民課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
98	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	町民課
99	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
100	墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	町民課
101	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	町民課
167	火薬類の譲渡、譲受の許可	火薬類取締法	第17条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
168	譲渡、譲受許可証の書換	火薬類取締法	第17条第7項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
169	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	火薬類取締法	第17条第8項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
170	火薬類の消費の許可	火薬類取締法	第25条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
171	保安教育の認可、変更の認可	火薬類取締法	第29条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
322	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	第91条第2項	3日	—	法令のとおり	—	総務課
329	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第121条	7日	—	法令のとおり	—	総務課
350	開示請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第82条	30日	—	法令のとおり	—	総務課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
351	訂正請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第93条	30日	—	法令のとおり	—	総務課
352	利用停止請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第101条	30日	—	法令のとおり	—	総務課
361	認可地縁団体の合併の認可	地方自治法	第260条の39 第3項	未設定	現時点では申請が見込まれず、 標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	町民課
362	地域脱炭素化促進事業計画の認定	地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条の2第3項	未設定	現時点では申請が見込まれず、 標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	町民課
363	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定	地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条の3第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、 標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	町民課
467	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の 3第1項	30日	—	法令のとおり	—	財政課

レコー ド番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
468	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	町民課